

長岡市運送事業者支援金

申請要領

新型コロナウイルス感染症の拡大、及び世界的な原油価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内の一般貨物自動車運送事業者に対して、営業継続に向けた支援金を支給します。

◆支給額

1台（車両区分が事業用のもの）あたり**5万円**（上限100万円）

※対象車両は、令和4年7月1日時点において、長岡市内の営業所等で使用している営業車両（被けん引車を除く）です。

※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

◆受付期間

令和4年8月31日（水）まで ※当日消印有効

※予算上限に達し次第終了します。

◆申請方法

郵送（宛先：940-8501（住所不要） 長岡市事業者向け総合相談窓口 行）

◆申請書類の入手方法

長岡市ホームページからダウンロードしてください。

※長岡市商工部事業者向け総合相談窓口や、各支所産業建設課（栃尾支所商工観光課）のほか、市内各商工会、長岡商工会議所でも配布しています。



長岡市 HP

◆問合せ

長岡市事業者向け総合相談窓口 ※平日午前9時から午後5時まで

Tel 0258-39-1238

長岡市 商工部 産業支援課

◆交付対象事業者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- 1 長岡市内に本社、支社、営業所等を有する個人又は法人であること。
- 2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) 第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営む個人又は法人であること。
- 3 申請日時時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- 4 長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- 5 市税等に滞納がないこと。

◆申請書類

No.1 申請書兼誓約書（指定様式）

※申請書の印鑑は「代表者印」とします。「社印」の場合でも、必ず代表者印を併せて押印してください。

～申請書添付資料① 一般貨物自動車運送事業を営んでいることが確認できるもの～

⇒ 「一般貨物自動車運送事業報告書」の1枚目（新潟運輸支局またはトラック協会の受付印のあるもの）、運輸局からの「一般貨物自動車運送事業許可書」、「更新許可書」の写し等

[一般貨物自動車運送事業許可証]

事業者番号 → [] 事業者番号
許可番号 → [] 許可番号

許 可 書

株式会社
代表取締役 []

平成 年 月 日付で申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条 件

1. この許可は、運行管理責任者の受任によって効力を生ずる。
2. 運輸開始は、許可の日から1年以内に行わなければならない。
3. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に加入しなければならない。
4. 運輸開始までに社会保険等加入義務者が、健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
5. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

1. 経営しようとする事業
一般貨物自動車運送事業
2. 貨物自動車利用運送に係る業務の範囲
一般事業

平成 年 月 日

新潟県運輸局長 []

新潟県運輸局

～申請書添付資料② 営業車両の台数が確認できるもの～

⇒ 国土交通省北陸地方整備局新潟運輸支局に登録されている長岡市内の営業所等にある営業車両の台数（令和4年7月1日時点）がわかる書類

一般貨物自動車運送事業の「事業計画変更届出書」（新潟運輸支局の受付印のあるもの）及び対象車両の「自動車検査証」の写し

[事業計画変更届出書]

～申請書添付資料③ 事業を継続して営んでいることが確認できるもの～

法人の場合

⇒ 直近の「法人税の確定申告書別表一 ※」及び「法人事業概況説明書（両面）」の控えの写し
 ※原則、税務署の受付印、又は電子申告完了済等の受信通知のあるもの。

⇒ 令和4年4月から6月までの月末締合計残高試算表等

個人事業主の場合

⇒ 直近の青色申告「所得税の確定申告書第一表 ※」及び「所得税青色申告決算書」（1ページと2ページ）の控えの写し

⇒ 直近の白色申告「所得税の確定申告書第一表 ※」及び「収支内訳書」（1ページと2ページ）の控えの写し

※原則、税務署の受付印、又は電子申告完了済等の受信通知のあるもの。

⇒ 令和4年4月から6月までの月末締合計残高試算表等

[所得税の確定申告書第一表]

[所得税青色申告決算書]

No.2 請求書 (指定様式)

※申請書に押印したものと同一の「代表者印」を押印してください。

※請求書に記載する「所在地、住所」、「法人名、屋号」、「代表者の役職、氏名」は、申請書と一致させてください。

※振込口座は、申請者名義のものとしてください。

～請求書添付資料① 給付金の振込先がわかるもの～

⇒ 給付金の振込先の金融機関、支店及び口座、口座名義人を確認することができる通帳（通帳を開いた1～2ページ目）等の写し。

※申請者と口座名義人は同一としてください。

※当座預金等で通帳の提出が困難な場合は、振込先の金融機関・支店・口座番号・口座名義人が分かる書類で代用できます。

～請求書添付資料② 申請者本人が確認できるもの（個人事業主のみ）～

⇒運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し。

支援金の不正受給は犯罪です！

- 支援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、支援金の全額と、不正受給日から返還日まで、年 10.95%の割合で算定した追加加算金を請求します。
- 支給審査において、必要に応じて対象事業所の実地検査を求めることがあります。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✓既に廃業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
 - ✓対象事業者（店舗）でないにもかかわらず、対象事業者（店舗）を装い申請する。

◆給付額

1台（車両区分が事業用のもの） × 5万円（上限100万円）

※対象車両は、令和4年7月1日時点において、長岡市内の営業所等で使用している営業車両（用途が「貨物」で事業用のもの、ただし被けん引自動車を除きます）です。

◆申請期限

令和4年8月31日（水）まで（当日消印有効）

※予算上限に達し次第終了します。

◆申請方法

郵送を基本とします。

※宛先：〒940-8501（住所不要） 長岡市事業者向け総合相談窓口 行

※1事業所あたり、1回限りの申請となります。

◆お問い合わせ

TEL 0258-39-1238（長岡市事業者向け総合相談窓口）

※平日午前9時から午後5時までの対応となります。

※メールやファックス等でのお問い合わせはご遠慮ください。

※当支援金に係る取扱いは、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市運送事業者支援金交付要綱」に定めるほかは、本要領によりますので、ご注意ください。

◆申請から給付金交付までの流れ

